

平 24 福個答申第 6 号
平成 25 年 3 月 15 日

福岡市教育委員会 様
(指導部学校指導課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する
審査請求について (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 6 月 21 日付け教指指第 192-1 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 70 号

「福岡市教育委員会学校指導課の主任指導主事へ平成〇年〇月〇日に連絡した件についての、以後の対応の経緯についての書類」の非開示決定処分に対する審査請求

② プライベートとはいえ、教員・地方公務員がこのような行為を、未成年者であり、かつての担任の生徒である私の娘に対して行ったことは、許されない。

生徒の安全を確保すべき立場にある実施機関は、このような卑劣な行為に対し、きちんと事実関係を確認し、文書を作成し、管轄する学校等々に即座に通達すべきであったと考える。

連れの成人男性と共にストーカー行為を行ったことにも鑑みて、学校指導課の主任指導主事に一報を翌日入れたにも関わらず、事実関係の確認作業を一切していなかったことは、監督責任者としての実施機関の怠慢さを感じるとともに、人権軽視の行為であり、言語道断である。

③ 実施機関が弁明意見書に記載している「軽易なもの」とは、どのような程度のものか、具体的な判断基準を示してほしい。また、文書で扱われる稀有な案件の必須条件（どのような条件を整えば文書で扱うのか）を示してほしい。

④ 実施機関は弁明意見書に、主任指導主事が教諭に電話で聞き取りを行ったとして聞き取り内容を記載しているが、審査請求人にとっても娘にとっても全く面識のない連れの成人男性について、記載が全くなく、この聞き取り内容そのものに不自然さ・不可解さを感じざるを得ない。

文面からは、連れの成人男性がいたとは読み取れず、教諭の単独行動であったかのような印象を与える記述である。

⑤ また、弁明意見書には、教諭からの聞き取り内容として、教諭は平成□年□月に他校に異動した後において審査請求人に電話や手紙等で連絡をとったことはない、とあるが、手紙と電話でやり取りしたことがあり、事実と異なっている。

⑥ このほか、弁明意見書に「教諭が1階での買い物の後に、2階に行った理由は、1階での支払いの際に抽選券をもらい、抽選会場である2階催事場に向かったためであり、2回遭遇したのは偶然である。」とあるが、現地に赴いて確認したところ、2階に催事場や催事場と認識するようなスペースは全くなかった。また、昨年1年間、抽選を2階で行った事実も全くないと、□□□□□に確認している。

弁明意見書の内容は事実とかなり異なっており、非常に不信感を持っている。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成24年10月31日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 「福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則」第6条では、処理に係る事案が軽微なものであるときは、事案の処理に係る意思決定及び報告を、公文書を作成せずに行うことができる旨が規定されている。

学校指導課では、文書により報告を行うか否かについては、案件の内容等を考慮の上、同課において決定している。保護者などからの苦情等について報告する

場合、件数も多く内容も軽易なものが多いことから、担当者から上司に口頭で行う場合がほとんどであり、文書によることはまれである。

- ② 本件については、平成○年○月○日に審査請求人から電話を受けた主任指導主事が、同日、ストーカー行為をしたとされる女性教諭に電話で聞き取りを行った。その際、教諭は審査請求人の娘が中学校○年生だった平成○年度の担任であり、平成○年○月に他校へ異動した後に審査請求人に連絡をとったことがないこと、□□□□□□□での週末の買い物の際に審査請求人及びその娘と1階及び2階で計2回遭遇したが互いに会釈もしていないこと、1階での支払い時に抽選券をもらい、抽選会場である2階催事場に向かったものであり、2回遭遇したのは偶然であることなどを聞き取った。

聞き取りの結果、教諭が□□□□□□□に行った目的及び1階から2階に移動した理由には合理性があり、ストーカー行為ではないと判断して、その旨を上司に口頭で報告し、本件の処理を完了した。

ストーカー行為があったとの主張は根拠のないものと強く推定され、また、審査請求人からとくに回答を求められてもないことから、事案の処理に係る意思決定及び報告について公文書を作成せずに行ったものである。

- ③ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」では、「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることをいう、と定義されている。

審査請求人は、一日のうちに同一商業施設で2回遭遇したという、日常生活でしばしば起こり得ることのみをもってストーカー行為と主張しているが、実施機関としては、本件はストーカー行為に該当しないと認識している。

- ④ 審査請求人は、教諭が平成○年○月以降に審査請求人に連絡をとったことがあると主張しているが、教諭が連絡をとったのは、審査請求人が教諭の新たな勤務校に電話し、連絡を要請したのを受けてのことである。また、その後、審査請求人が教諭の勤務校に再び電話し、直接会って話すことを求めたため、教頭の同席のもと、会って話をした。いずれも、教諭から望んで接触したわけではない。

- ⑤ なお、教諭に同行していた男性について、審査請求人は開示請求書の中で触れていなかった。教職員といえどもプライバシーに関わることは尊重されるべきであり、触れるべきではないと考えている。

4 審議会の判断

上記のような審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 個人情報の開示請求の対象について

個人情報の開示請求の対象となるのは、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報である。保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡

市条例第3号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書をいう。)に記録されているものに限られる(条例第2条第3号)。

(2) 公文書について

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、かつ、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう(情報公開条例第2条第2号)。

(3) 公文書の作成義務について

公文書の作成については、福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則(平成14年教育委員会規則第13号。以下「公文書管理規則」という。)第6条第1項本文に「事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならない。」と規定され、ただし書に「処理に係る事案が軽微なものであるとき」、「意思決定又は報告と同時に公文書を作成することが困難であるとき」はこの限りでない、と規定されている。このうちの「軽微なもの」とは、文書を作成しなくても職務上支障が生じないような場合であると解される。

(4) 本件個人情報について

本件個人情報は、平成△年△月△日(日)に審査請求人及びその娘が福岡市立学校の教諭からストーカー行為を受けたとして、平成○年○月○日(月)に審査請求人が実施機関へ連絡した件についての、以後の対応の経緯についての書類に記録された個人情報であると解されるが、実施機関は当該個人情報に係る公文書を作成していないため保有していないことを理由に本件処分を行っている。

そこで、当審議会では、本件個人情報の存否等について検討する。

(5) 本件個人情報の存否等について

① 実施機関は、学校指導課では、保護者などからの苦情等について報告する場合、件数も多く内容も軽易なものが多いことから、担当者から上司に口頭で行う場合がほとんどであり、本件についても、ストーカー行為をしたとされる女性教諭から聞き取りを行った結果、ストーカー行為ではないと判断し、その旨を上司に口頭で報告し、本件の処理を完了したため、本件個人情報を保有していないと主張する。

② 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年法律第81号)によると、「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等を反復してすることをいう、とされている(同法第2条第2項)。また、「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう、とされている(同法第2条第1項柱書)。

③ これらの条文の規定を前提に、審査請求人から提出された書類及び口頭意見陳述における主張と、実施機関から提出された書類及び口頭意見陳述における主張の双方をもとに検討を行ったところ、実施機関が同人からの連絡に対し、ストーカー行為又はこれに類する行為に当たらないと判断したことについて、その判断を覆すに足りるような事情は窺えなかった。

④ 以上のことからすると、実施機関の職員が、教諭からの聞き取りや上司への報告その他の対応について公文書を作成しておらず、実施機関が本件個人情報を保有していないことは、事実経過として首肯できる。

⑤ また、前記(3)のとおり、公文書管理規則は公文書を作成しなくても職務上支障が生じないような場合にまで作成義務を負わせる趣旨ではないと解される以上、本件において、実施機関の職員に本件個人情報に係る公文書を作成すべき義務があったとまでは認められない。

(6) その他の主張について

なお、審査請求人は、その他にも種々主張するが、当審議会の上記判断を左右するものではない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」とおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成24年6月21日	実施機関から諮問
平成24年7月26日	実施機関から弁明意見書を受理
平成24年8月24日	審査請求人から反論意見書を受理
平成24年9月19日（第125回不服申立て部会）	審議
平成24年10月31日（第126回不服申立て部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成24年11月21日（第127回不服申立て部会）	審査請求人から意見聴取及び審議
平成24年12月19日（第128回不服申立て部会）	審議
平成25年1月16日（第129回不服申立て部会）	審議
平成25年2月13日（第130回不服申立て部会）	審議